

第 526 回 福井地方最低賃金審議会

1 日 時：令和 8 年 3 月 19 日（木）午前 10 時 00 分～午後 0 時 10 分

2 場 所：福井労働基準監督署 2 階 会議室

3 出席状況：【出席 14 名、欠席 1 名】

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員（欠）
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村賃金室長補佐、三崎賃金係員

4 議 題：

- (1) 福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 8 年度における福井地方最低賃金審議会の日程等について
- (3) その他

5 議 事：

井花会長

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから、第 526 回 福井地方最低賃金審議会 を開催します。
なお、本日の審議会には 3 名の傍聴人がおられますことを報告します。
では、定足数の確認を事務局よりお願いします。

西村賃金室長補佐

はい。本日は、公益代表の廣瀬委員が所用により御欠席です。

現時点で 15 名の委員のうち、14 名の御出席をいただいております、よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

井花会長

それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。
まず、議題（ 1 ）「福井県特定最低賃金に係る改正の申出の意向確認について」事務局より説明をお願いします

木村賃金室長

はい。着座にて失礼いたします。

本年 3 月 12 日付けをもって、福井県特定最低賃金の 4 業種とも改正の意向表明がございました。

資料 1～4 頁に、意向表明の提出書類の写しを添付しております。いずれも「賃金の最低額に関する労働協約が適用労働者の 3 分の 1 以上の合意を得てい

ることから、最低賃金の改正を求める」となっております。

特定最低賃金の改正申出については、平成 14 年度の「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度 全員協議会報告」の中で、「産業別最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。」と示されておりますので、関係労使の意思疎通とイニシアティブの一層の発揮につきまして、よろしくお願いいたします。

次に、資料 5 頁に、令和 7 年 12 月現在の特定最低賃金の適用労働者数等の一覧表を添付しております。例年 7 月末までに提出していただいている次年度の改正申出における適用労働者数につきましては、これらの数字を分母としてお使いいただきますようお願いいたします。なお、数字の前年との差異でございますが、3 点ほどあります。

1 点目は、事業所母集団データベースについて、令和 3 年経済センサス（令和 4 年次フレーム確報）を基にしたものに改めたこと、2 点目は、特定最低賃金適用除外労働者の割合を、昨年 6 月に実施した令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果から推計したこと、3 点目は、倒産情報等による使用者・労働者数を減じたこと、以上となっております。

説明は、以上です。

井花会長

今ほどの事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

○山埜委員

百貨店，総合スーパーが大きく増えているのは、駅中や駅前の関係でしょうか。

○木村賃金室長

御質問をいただきまして、ありがとうございます。

百貨店，総合スーパーにつきましては、適用事業所数で 2 件増、適用労働者数で 236 人増となったもの。また、基礎調査結果において年齢による適用除外労働者数の割合が、令和 6 年度 29.1%だったところ、令和 7 年度 26.7%に低下し、その結果、昨年比適用除外労働者数が 23 人増加したもの。これらのプラス、マイナス両方の影響により、適用事業所数で 2 件増、適用労働者数 213 人増となったもの。こちらにつきましては、厚生労働省から提供されるデータベースは件数だけで名寄せができず、どちら様の事業場かという点につきましては、把握しておりません。その中で、データベースは、日本標準産業分類で、1561 の適用事業場で 2 件増加し、適用労働者数が 236 人増加しているという状況でございます。ただ、昨年 6 月に実施しました基礎調査結果の中で、年齢による適用除外労働者の割合を出しておりますが、昨年、令和 6 年度は、29.1%高齢の方がいらっしまったということなのですが、令和 7 年度の調査では、26.7%と低下

をいたしまして、適用除外労働者の増減をいたしますと、昨年適用除外が23人増加したということがございます。こういったプラスマイナスの影響により、適用事業場数が2件増加、労働者数が213人増加ということとなっております。

お答えとしては、事業場の特定まではできないということで御理解頂ければと思います。

○井花会長

ほかに御質問はございませんでしょうか。

○中澤委員

適用労働者数の、福井県電気・機械器具製造業は、事業場数が二つ減って、人数が1,500人くらい減っていることについて、先ほどの説明の中でデータベースの数字なので、詳細は分かりませんとのことでしたが、もし、分かることがあれば教えてください。

○木村賃金室長

お答えいたします。E28が適用事業所数で2件減、適用労働者数で251人増となっているところでございます。ただし、基礎調査結果において年齢による適用除外労働者数の割合が、大きく動きまして、令和6年度10.1%だったところ、令和7年度27.6%に増加し、昨年比、適用除外労働者数が1,929人大きく増加をしたということになります。

E29も電気・機械器具製造業の範囲ですけれども、こちらにおいても、基礎調査の適用労働者数の割合が6年度は、10.9%という割合でしたが、令和7年度は18.7%に増加したという、適用を除外する労働者が152人増加をしたということでございます。

ですので、データベースから寄せられた労働者が増加傾向にあるということですが、年齢による差し引く労働者が増えている関係上、適用事業場数で2件減、適用労働者数で1,800人減ということになっています。

○井花会長

ありがとうございます。

○山田委員

基本的なこと教えてください。適用労働者数というのは、年齢でしたか。どういった方が除外されるのか。

○木村賃金室長

特定最低賃金につきましては、基幹労働者が適用されるということになります。ですので、適用する労働者は、年齢によって18歳未満、65歳以上の方は特定最低賃金は適用せず、地域別最低賃金が適用されることとなります。

ですので、基礎調査によって適用除外されると申しましたのは、65歳以上の方が労働者の中で何割おられるのかということを一但出しまして、データベースの労働者数から案分して差し引くということをしております。

その結果、適用除外の労働者の割合が増えたということは、65歳以上の方が増えたと見られた結果、全体としては減少という方向で働くということです。

○山田委員

よくわかりました。ちなみに65歳という年齢は、いつ頃からでしょうか。

○木村賃金室長

すみません。いつからかは調べてからでないと即答はできません。

○山田委員

大分前から65歳。

○木村賃金室長

それは、変わりないと思いますが、いつからかは。産別最低賃金ができてからか、新産別になってからか、調べさせていただきます。

○山田委員

60歳以上の雇用義務が、法律が制定された以降なのか、以前からなのかというところが知りたかった。今後、70歳までの雇用義務とか、義務化された時は、そこも上がっていくのかというところを少しお答えいただけたらと。

○木村賃金室長

即答はできません。調べさせていただきます。

○井花会長

はい。ありがとうございました。ほかに御質問はありませんか。

では、意向表明につきまして、各側から御発言があればお伺いしたいと思いますが、まず労働者側から、補足説明などありましたら、御発言を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、補足説明は無いということによろしいでしょうか。意向表明につきましては、使用者側からも行うことができますが、御発言はありませんでしょうか。よろしいですか。

最後に、公益委員から何か御意見ございませんか。

では、事務局からの説明にもありましたように、関係労使のイニシアティブの発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格からも、労使の意思疎通を図っていただいて、イニシアティブを一層発揮していただきますよう、よろしくお祈いします。

続きまして、議題(2)「令和8年度における福井地方最低賃金審議会の日程

等について」、事務局より説明をお願いします。

木村賃金室長

本日は、次年度の地域別最低賃金の改正審議に係る本審及び専門部会の日程についてお諮りしたいと思います。

参考資料6頁「令和8年度 福井地方最低賃金審議会(専門部会)地域別最低賃金日程表(案)」を御覧ください。上欄を見ていただきますと、答申日に対応した異議申出締切日、異議審議会、官報公示予定日、法定発効とする場合の最短での発効予定日を記載しています。左側の日程表は次年度の審議日程(案)です。右側の表で二つは、令和6年度と令和7年度の実績でございます。審議会の開催日程につきましては、オレンジの枠、専門部会の開催日程につきましては、青色の枠でお示ししました。例年は6月から開催をしておりますが、次年度につきましては、第56期福井地方最低賃金審議会委員の2年目となりますので、会長、会長代理の選出等がございません。そこで、初回は、福井県最低賃金の改正決定に係る諮問とさせていただき、7月6日、9日、10日のいずれかに、目安額報告の審議会は7月28日～30日のいずれかに、開催させていただきたいと考えております。

専門部会につきましては、第1回は、目安額報告の審議会と同日に開催させていただき、第2回を、7月31日～8月4日のいずれかに、第3回を、8月5日～7日のいずれかに、第4回は、結審を目指すこととし、8月10日、12日のいずれかに、なお、慎重な審議が必要な場合には、8月18日、19日のいずれかに第5回を開催する想定としております。

答申を想定する第529回本審につきましては、専門部会を結審する日の午後を開催させていただきたいと考えております。

発効日につきましては、上段の表を御覧ください。法定発効とする場合での説明となりますが、10月1日発効とするには、8月5日までの答申が必要となります。8月10日に答申がなされた場合には、最短で10月4日が発効予定日となります。同じく答申が8月12日の場合は10月8日発効予定、8月18日の場合は10月14日発効予定、8月19日の場合は10月15日発効予定となります。

なお、次年度の発効日につきましては、中央最低賃金審議会では臨時の目安協が開催されておりますので、来月以降に調整させていただき、7月開催予定の第527回本審で御協議をしていただきたいと考えております。

審議日程に戻りますが、異議審につきましては、答申予定日によって、8月26日、8月28日、9月3日又は9月4日の4パターンあり、これに対応する日程で組み入れたものです。官報公示の事務手続のスケジュールにより、異議申出期日の翌開庁日の午前中に予定するものです。

以上、大まかな日程案ですが、次年度はこのような流れで進めさせていただいてよろしいか、御審議をお願いしたいと思います。

なお、本日、御了承をしていただける場合には、明日以降、日程調整を行い、速やかに具体的な日程をお示しできるようにしたいと考えております。

説明は以上です。

井花会長

ただいまの事務局から、「次年度の地域別最低賃金の審議日程」について提案がありました。地域別最低賃金の審議日程について、どちらからでも結構ですので御意見・御質問がありましたらお願いします。

○飯塚委員

労働者側からすれば、10月1日発効、少しでも早く発効が望ましいという考え方で、最短でも10月4日発効を基軸としてこの表においては調整しているのではと思います。先ほどの説明の中で、7月の審議会で発効について協議するという発言もあったかと思います。10月1日発効に向けての議論、日程の前倒しで10月1日発効の可能性もあるということでしょうか。あるいは、10月1日発効は、事務局としては、あきらめているというか、そこは考慮せず、最短でも10月4日の中でのスケジュール感なのか、御意見を聞かせてください。

○木村賃金室長

御質問ありがとうございます。お示した日程表につきましては、従来、余裕を持った審議日程を求められる御意見がございました。ですので、このような物とさせていただきます。これにより、飯塚委員御指摘の10月1日発効については、どうなるのかということですが、発効日につきましては、審議によって決まることが大前提です。日程の了承が頂けるのであれば、10月1日発効は、了承を頂いた時点で議論としては無くなる。10月4日以降の発効の中で発効日を7月に御確認頂くという流れになっていくと思っております。日程が御了承頂けましたら、速やかに調整させていただきます。その結果この流れで進んでいくと想定しております。

○豊嶋委員

昨年、結構ばらついた、全国的にばらついたことがあって、10月1日に全国的に統一していくのか、中央であるとか、世の中の動きというか、考え方は、今、どのように議論されているのか、その辺りの方針は、有るのか無いのか、どのような傾向なのか、情報があれば、教えてください。

○石川労働局長

先ほど、賃金室長からお話しましたが、中央の最賃審の中で、目安全員協議会の中で、発効日の扱いについて、令和7年度は、最短で10月1日が1件あって、それ以外は10月から一番遅くて秋田県の3月31日ということで、そのようなばらつきがある。その中で発効日の取扱いがどうあるべきかと中央の審議会の中で議論をするという動きがあって、今、その議論が始まったばかりですので、途中経過も含めて、7月の時に中央の議論の状況を御説明申し上げたいと思います。

例えば、新聞報道等にも出ていますが、事業者側から見た発効日が遅くなることで、いろいろな原資の確保であるとか、賃上げに向けた準備が十分にできたと、日商かどこかの調査結果、中央で議論が行われていくと思えますし、た

だ、中央の方の議論が、使用者側の賃上げに向けた動きに対応した発効日の扱いの議論は有り得るべきだと思いますが、問題なのは、あまりにばらつき過ぎて、極端に遅いという所が有るということが一番の問題点の元だと思っておりますので、そういったものを少し、極端な遅延というか、遅い発効にならないような策なり、取扱いを中央の方でされるのではないかと想像しております。

飯塚委員がおっしゃったとおり、1日でも早い発効が望ましいことは、当然ですが、一方で、ここ数年来の賃上げ継続、また、最近では、中東情勢など影響もあって先行きが不透明な中で、労働者側の1日でも早い発効を優先するのか、労働者が働く事業者側の受け入れ環境もしっかり意識しながらやっていくのかということは、ある程度バランスは必要なのかなと思っております、そういった議論は次年度においても労使、また公益委員の皆様で、しっかり議論をしていただきたいと思いますと思っております。まずは、そういった方向にあるのかなと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

中山委員

昨年は、中央の目安の発表が特に遅れたことがあって、それが遅れると、せっかく組んでいたスケジュールもずれてしまう。全国一緒だと思いますが、中央で早める動きはあるのでしょうか。遅れないようにみたい。

○石川労働局長

昨年は、参院選が告示とかもあって、目安の出方が相当遅れたということがありましたが、今年は、今のところ、そのような動きはないので、7月の下旬頃から予定通り審議があって、中央の最低賃金の審議が始まって、遅くとも7月下旬の早い段階で、目安は示されるであろうと踏んでおります。

○豊嶋委員

例えばですが、中央審議会で決まることが目安になって、そこからの議論ということがあるのかもしれませんが、そもそも福井県としてどうなのだという議論を実態と労使の御意見を含めて議論を前倒しで始めるというか、そういったことはできないでしょうか。それからというのではなく、その前にある程度、話せることがあるのではないかと情報を提供し合うとか、そのようなことができないうか。2020年代末には、1,500円とか、それに目掛けてだと、毎年、7、8%なのかということが見えている数字ではあるので、それはそれとして、現在の環境も踏まえて、お互い共有化していくという話し合いを前倒しするとか、その辺りはどうなのでしょう。それぞれお忙しいでしょうけれど。そのような議論ができるのであれば、早めに話し合いを福井県としては始めていくということがあってもいいのではないかと思います。

○木村賃金室長

ありがとうございます。中央最低賃金審議会の資料につきましては、その都度開催がありました時にメールで共有をさせていただいているところです。実務上ですが、第1回目の資料は分厚くございまして、その中に都道府県の資料、

都道府県別のデータというものも入っております。これは、地方審議会で議論するように配慮の上、御用意をしていただいています。中賃の第1回は割と早い段階で開催されますので、それ以降から、ある程度、この指標を使えるのではないかと、この指標に重きを置くのではないかと、事前の調整といいますか、頭の体操といいますか、可能になるのではないかと考えています。それを専門部会とするのか、事務局と各側の間で意見をお聞きしながら、目指す方向性を決めていく、見出ししていくという所は事前調整でさせていただくことは逆に有り難いと思っております。

○井花会長

今の豊嶋委員の御意見は、傾聴に値する御意見だと思います。木村室長からの御説明もあった中央から早めに提供される資料とか、論点、それについての考え方を共有し、この審議会で意見交換、あるいは、詰められる部分は詰めておくということをするとして、それ自体は、私は良いと思っております。特にそれが駄目という方はおられないと思います。では、どうやって、やっていくか。今、室長が専門部会でやるか、そうではないやり方か、どういう会議体でやるかという問題と、どの日程に、どの頻度で持ってくるかということがあって、その辺りをどうしましょうか。中央の資料を基にそういう場を来年度設ける方向で考えていくことは、皆さんよろしいでしょうか。

どういうやり方にしましょうか。今、決められるわけではないのですが。

○中澤委員

特に今年問題となっていたのが、中賃の目安が遅くなった。それに対して、日程がタイトになってしまった。事前打ち合わせを含めて対応していくと思いますが、仮に、事前に審議を行いましょうとなった場合、審議会という場を使うかどうか。

○井花会長

そうですね。審議会と言う場なのか、専門部会なのか、あまり何回もは実際には、取れないかもしれませんが、どの辺の日程に1回、2回を持ってくるかという話です。

実際には、中央の議論がいつ頃から始まって、どういう資料が出てきて、どういうやり取りがなされるのか、始まってみないと分からない。正直。

○木村賃金室長

具体的な日程については、令和6年度の日程をお示ししています。

令和6年度は、6月25日に大臣諮問がございまして、答申が7月25日という事で、1か月掛けまして中央では目安の審議が行われています。ですので、6月25日から7月上旬の頃には、会議資料は相当出てきていると思いますので、7月の前半から下旬にかけて、イメージとして申し上げますと、一度公益の委員にお集まりいただきまして、公益会議等を開催し、中賃の資料の中で、使える資料であるとか、公益委員として打ち合わせの場を持たれて、その結果を

各側に概要という形でお伝えしていき、1回目審議に向かっていくことができると思います。

○井花会長

令和6年度の例で結構ですが、7月4日の第511回地賃諮問というのは、諮問しますというだけの会議ですよね。あまり、そこで深い議論がなされているわけではない。あるいは、そういう状況ではなかったとの認識で良かったですか。

○木村賃金室長

第1回目の中賃の大臣諮問がありました時の資料としては、主に政府方針の説明等の資料が入ってきます。6年度のスケジュールがそのようなスケジュールでありました、第2回目が7月10日に開催されておりまして、ここが、都道府県別資料でありますとか、相当分厚く入っている。これを参考にさせていただくことは、可能と思っています。

○井花会長

そうしますと、令和6年度の例で行くと、7月4日の地賃諮問より後に詳しい資料が出て、その後7月10日に公益委員で中身の確認をする。考え方をまとめる。労使入っていただいて、共有をしたり、意見交換する場を設けていこうとの話でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

できれば、第1回目、第2回目の資料の中で、事務局の方である程度、ここがポイントかという所を3要素に分けてお示しさせていただき、かつ、それまでの県内のデータ、年度データになりますが、7年度のデータを基に地域の実情を反映させたものを青写真としてお示しさせていただきながら、公益委員会議に臨む。受けた内容を各側委員に伝達していただくということであれば、深みのある議論ができると思います。

○井花会長

そうすると公益だけで1回集まる会と公労使で集まって確認する会と2回と。日程調整については、今、できないと思いますし、中央の動きを受けてやっていくことになりますので、実際には、6月の終わりとか7月の初めとか、タイトな期間の中で行っていくことになると思いますが、そういう認識で、その辺のタイミングでやるしかないとは思いましたが。

○山埜委員

今、豊嶋委員がおっしゃったように、慎重に審議するという事で前倒しにするのは、それでいいと思います。もう一つの方法として、私も10月1日発効というのを基準にしてきましたし、こころ基準を変えるよりも統一した日に発効するのが事務的にも好ましいという考え方で、10月1日発効日を支持して

きましたが、これだけ他県のばらつきが出ていますし、もう一つの方法として、他県の状況を見たいとも思うので、もうちょっと、10月1日にこだわらずに例えば、11月1日にするとか、前倒しの案もいいのですが、思い切って後ろ倒しの案も。ばらばらにするのではなく、11月1日を基本的に変えない。そうすると慎重に審議も出来るし、情報も得られるし、他県の状況も見られるし、メリットは大きいのかなと思ってしまして、前倒しがいいのか後ろ倒しがいいのか皆さんに御意見を頂きたいと思います。

○井花会長

今、山埜委員から御意見がありました。皆さんいかがでしょうか。公労使問わず、御意見ををお願いします。

○中澤委員

確かに慎重な議論をするのは賛成です。他県の状況を見るということに関しまして、専門部会のところで、隣のところがあって、生活に対してどうしているか議論したものですから、そこは特に福井県として、独自路線を行ってもいいのかなというのが私の思うところです。法定発効につきましては、議論が白熱して、法定発効は問題ないかなと思います。議論が深まることで遅れるのはいいのですが、意図的に11月1日ということに関してはどうなのかと思います。よろしくお願いいいたします。

○西澤委員

発効日の話題ですが、昨年の議論の中で、初めて俎上(そじょう)に上がったように認識しています。今までは、発効日は重要視されていなかったような中で、昨年の議論の中で、発効日を独自に決めるのはなかなか難しい。秋田県の例もございましたが、おそらく、上げ幅と発効日はリンクしていて、大幅に上げる段階では、経営者側で賃金の体系とか準備の量が増えるだろうから遅らせた。また、交渉の中で、バスターしたということもあると思いますが、その中で、今年も同じような事態を避けるためにも、事務局側にもお願いですが、発効日の考え方といいますか、おそらく10月上旬ありきではなくなるとは思いますが、中央の中である程度幅を持たせる、発効日も柔軟に決めていく中で、福井県独自で決めていくことも必要かと思えます。

○井花会長

議論が長引くというか続くことによって発効日がずれるのは、致し方ないということだと思いますが、秋田県の例のように、年度末、3月31日に地方が自由に決められるのかというのは、多分、最低賃金法とか中央、地方を通じた審議会制度の中でそこまでのことは想定していなかったと思うのですよね。法定発効日かそれに近いところで地方において決めてもいいですよ、許容されていますよというのがこの制度の趣旨の理解と私は思っていますので、今行われている中央の目安全協で、確認というか、ある程度、ここら辺の範囲の中で発効してくださいというのが出されてくるのではないかなと。あるいは出されてこなく

ても、一定の範囲内で、つまり、3月31日とか、4月1日とかそこまで持っていくのはどうですかと、問題があるのではないですかと考えていかないといけないと思っただけで、山埜委員がおっしゃった11月1日とか、その辺の範囲であれば、地方の審議会の裁量の中だと私は思うので、10月1日とか、法定発効日ぎりぎりではないとしても、その範囲で発効していこうと公労使が審議会において、協力していただきたいと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

いろんな考え方があり、先ほど西澤委員がおっしゃった上げ幅との関係で発効日が秋田においては決まったかもしれませんが、一方で3月31日とかだと何のために改定したのか、改定の趣旨が没却されているのではないかという気がします。福井においては、そのようなことがないように繰り返しますが、協力の下で議論していただきたいなと思います。

○井花会長

ほか、公益委員の先生方、いかがでしょうか。

○山埜委員

重複になりますが、議論が深まってどんどん遅れて3月31日になったのはおかしいので、議論を深めつつ、期限がないと議論はうまくいかないと思いますので、日程調整もありますし、期限を守る慎重な審議、いろんな情報を得る、あまり、今まで福井県独自で行けばいいのかなと思ったのですが、これだけいろんな他県が目安額より大きく上げたり、発効日をばらばらにするという状況の中では、やはり、他県の状況も収集しないと時流に遅れてしまうといえますか、ちょっと、物足りない気がして、他県の状況も一つの要素かなと思い直しまして、例えば、11月1日、11月1日にこだわりませんが、よろしく願いいたします。

○石川労働局長

中賃の目安安全協の中で、早期発効が望ましいのは変わらないので、基本的に10月1日発効が大前提の中で、どこまで許容できるのかという議論が行われるものかと思っております。結果として、目安自体は中旬には出ると思いますので、どこの県の審議会においても目安が出たところで始めることになると思います。始めた結果、議論が深まるために結審があって、遅れた段階で法定発効にするのか、使用者側に配慮した発効日の設定にするのかというのは議論の余地があると思いますので、早期発効が大前提の中で結果として、結審が遅れる、そういった使用者に配慮した指定日発効を11月1日にするのか、11月中旬とか、その範囲にする。発効日を延ばすからには、延ばす意味合いを持たせていただきたい、使用者側に準備期間、国とか県とかが用意している支援策を行政としては活用していただきたいので、そういった活用をしていただくための期間としても有効に使っていただきたい思いもあるので、切りのいい11月1日より、給与の締め日の関係もあるので、できれば、ずれ込んだ発効日が個人的にはとてもベストかと思いますが、そこは議論をしていただきたいと思います。

○山埜委員

企業に全部聴き取りしたわけではないですが、今年は10月3日、今年10月10日であるとか、なんかばらばらにするより、基本的に、例えば11月1日とか、ずっと変わらないのだよと言う方が、周知も徹底されるし、システムをやっているか分かりませんが、楽なんじゃないかなと思っておりまして、その辺りはどうでしょうか。

○酒井委員

その観点から言ったら、年に1回、4月1日からというのが正直なところですね。正直に言うと、うちだけではなく、4月1日とか7月1日とか、1年に何回も何回もめんどくさいというのが、事務的にはあります。法の建付けから言ってそれが許されるのか、法律の範囲内かどうか、許容できるところでやらなければならないということは、理解していますが、中小零細企業でいえば、どのくらいの社員さんが最低賃金に抵触するかということもあるのですが、年に何回も何回も作業するのはあまり合理的なことではないと、事務的な観点からだけだと、すべての会社がシステムを入れているわけではないでしょうけど。普通のアプリケーションを使っているところは大変だろうなど。大手は、最低賃金に引っかかるような社員はいないので影響ないでしょうけど。中小零細のことを代弁させていただくのであれば、そういう観点があるのだよということは頭に入れていただきたいと思います。

○井花会長

ほかに、御意見ございませんか。

○中澤委員

この議論自体は、日程の確認。発効日をいつにするということになった時に、早めにするためには、早めに議論を始めて、発効日を早めにするかという話と、山埜委員が議論を尽くさなければならないと、二つ出ていると思います。今の議題の中で何を決めていくのか分からなくなりまして、整理願います。

○井花会長

まずは、最初に豊嶋委員がおっしゃった審議を充実化させるために、中央からの資料を基に公労使で意見を、考え方を、方向性を確認しておく、そういうことをやるかどうかです。まずはそれです。それについては、できる限りやると皆さんに合意を頂いたと思いますので、それでやっていく。日程については、中央の議論の進み具合とか資料の出方もありますので、若干タイトになるかもしれませんが、6月下旬が、7月の初め頃にならないと日程調整はできないだろうということです。そこまでは、皆さんよろしいかと思います。じゃあ、日程がある程度調整できて、やるといった時に、まず最初に公益委員だけでやった上で、公労使でやるということになるとと思いますが、公労使の場を審議会という名称を使うかどうかは別にして、15人全員でやるのか、専門部会レベルの人数でやるのか、そこについては、どうでしょうか。

○豊嶋委員

全体かなと、全体で共有しておくべきかと。それまでに考えを整理しておく、もしあれば、まずは、意見を述べておくということが一つあるのかなと。まずは、全体で協議し、方向性を見つけていけるのかなというのが最初の階段かなと思います。

○井花会長

今、全体でという意見が出ましたけど、ほかに御意見ありませんでしょうか。日程の調整とか、現実に皆さん集まれるのかという問題はありますが、その点も踏まえて御意見をお願いします。

○中澤委員

実際、集まれるのかどうか。

○井花会長

対象としては全員で。令和8年度については、そのようにやっていくことでよろしいでしょうか。発効日の話も先ほど出ましたが、発効日について何か決めようということではないと思いますので、いろいろな考え方があって、何を念頭に置いて、こういう発効日のコンセンサスの下で議論していこうかという話だと思いますので、今、いろんな考え方が出たということで皆さん理解していただければと、今日の時点ではいいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。公益委員の方、何かございませんか。

では、いろいろ御意見頂きまして、充実した話もできたと思いますが、次年度の地域別最低賃金の審議日程についての議題につきましては、ここまでとします。

それでは、次年度の地域別最低賃金の審議日程については、本日、事務局提案の日程表(案)により、運営していくことに了承します。

具体的な開催日時については、今後、日程調整が行われるとのことですので、皆様も日程の確保に御協力を、よろしくをお願いします。

では、議題(3)「その他」ですが、事務局から雇用失業情勢等に係る資料が用意されていますので、説明をお願いします。

木村賃金室長

はい。着座にて失礼いたします。

本日、最低賃金の改正とその影響について、お手元の資料7~11頁に県内の雇用失業情勢や毎月勤労統計地方調査結果のグラフを添付いたしましたので、状況を説明いたします。

7頁は、県内のハローワークにおける新規求人数の月別推移です。5年分の推移を月別に表しました。令和7年は赤色の棒グラフですが、令和7年度福井県最低賃金の改正決定に係る答申があった令和7年8月から同年9月にかけて、新

規求人数に落ち込みが見られましたところ、同年 10 月には例年並みに戻ったことが分かります。

8 頁は、県内の雇用保険被保険者数の事業主都合離職者数の月別推移です。

こちら 5 年分の推移を月別に表示しました。令和 7 年 9 月から同年 10 月にかけて事業主都合離職者に増加傾向が見られましたが、その後は落ち着いて推移しております。

このように、雇用失業情勢では、令和 7 年度改正時には、新規求人数及び事業主都合離職者数の推移に変化が認められましたが、その後は落ち着いているものと承知しています。

9 頁は、県内のハローワークにおける新規求職者申込件数の推移です。毎年同じようなピークを示していますが、令和 5 年度改正（43 円 4.8% 引上げ）以降、福井県最低賃金の改正発効月である 10 月に、毎年、新規求職者申込件数に伸びが見られるようになりました。

10 頁は、福井県統計調査課が公表している毎月勤労統計調査地方調査結果から県内の雇用の推移です。こちらは令和 2 年平均を 100 とする指数で青色が一般労働者を、オレンジ色がパートタイム労働者の推移を表しております。上部の折れ線グラフは右軸でパートタイム労働者比率です。一般労働者の推移は、令和 6 年 10 月までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向を示しています。パートタイム労働者は令和 4 年 5 月以降増加し、令和 5 年 11 月以降高止まりにありましたが、令和 6 年 10 月以降減少傾向を示し、パートタイム労働者比率は令和 6 年 7 月の 31.9% から令和 7 年 7 月には 28.0% に低下しました。令和 7 年 7 月以降は、一般労働者、パートタイム労働者の指数いずれも 100 を超えて推移しております。

11 頁は、同じく毎月勤労統計調査地方調査結果から県内の現金給与総額の推移です。青色は名目賃金指数、オレンジ色は実質賃金指数で、対前年比による指数で表しています。

令和 4 年以降、名目と実質に差が生じるようになり、実質賃金は令和 4 年 1 月以降マイナス圏で推移していましたが、令和 7 年は 6 月を除きプラス圏内で推移し、1% を超える水準で推移しています。

説明は、以上です。

机上に配布資料 1 枚置かせていただきました。最低賃金の減額特例許可でございます。こちらについては、制度の説明をとの御要望がございましたので、机上配付させていただいたものでございます。上の二つのくくりにつきましては、最低賃金決定要覧からそのまま抜粋しているものでございます。最低賃金の減額特例許可でございますが、最低賃金法の規定に基づき、決定される個々の最低賃金に関しましては、原則として、その適用範囲にあるすべての労働者及び使用者に適用されるものでございますが、一般の労働者と労働能率などが異なるため、最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める労働者においては、使用者側が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として、最低賃金の減額の特例許可が認められている制度です。真ん中の四角いくくりでございますが、対象となる労働者が 5 種類ございまして、精神・身体の障害により著しく労働能率が低い者、試の使用期間の者、職業能力開発促進法に基づ

く認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの、軽易な業務に従事する者、断続的労働に従事する者、こういった者が定められています。実態につきましては、一番下の表でございまして、5年分を置かせていただきましたが、県内の許可人員です。県内は、精神・身体の障害により著しく労働能率の低い者と、断続的労働に従事する者の実績がございしますが、中三つの実績はございません。精神・身体の障害により著しく労働能率の低い者でございしますが、こちらは、一回許可いたしますと、1年から3年の許可期間がありますので、単純に許可した人数の平均となりますので実際には、これよりも多い者が許可の対象になるものでございます。ですので、5年契機で行きますと、年度当たり100名程度が許可されている、断続的労働につきましては、これは宿日直業務に従事されている方で、仮眠などを取ることで労働時間が長く、案分しますと時給単価が低くなりますので、許可を出すということですので、宿日直において許可している者が1年で、平均しますと100人以上ということですので。以上、資料でございました。

井花会長

ただいまの事務局から、「雇用失業情勢等」について説明がありました。
どなたからでも結構ですので御意見、御質問がありましたらお願いします。

○西澤委員

確認させていただきますけれど、最低賃金減額特例許可ですが、個別の労働者を一人一人認定するということによろしいでしょうか。

○木村賃金室長

個々の労働者を対象に許可するもので、事業場に対して許可をして全ての労働者に適用する制度のものではありません。その方の労働者の労働能率を調査させていただきまして、個別の対象労働者を特定するものでございます。

○井花会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
資料に対する分析的な御意見でも構いません。

○豊嶋委員

最後の頁の前年比というのは、基準年があってなのか、毎年前年比になるのでしょうか。絶対値ではない。分かりやすいようで、分かりにくい。

○木村賃金室長

毎勤統計の作り方がそのようになっておりまして、このグラフの見方としましては、ピークが高く出ましても、前年において大きく引上げがあったために、グラフで比べるとピークが逆に出ることがございますので、今、豊嶋委員がおっしゃったように前年との中でとの比較をしていただき、ただ、長期的に見ていただきますと、プラス圏内であるとか、1%を越えているのは、賃上げが安定的に行われているということは、十分読み取っていただければと思います。

○井花会長

ほかにございませんでしょうか。

では、事務局説明に対する意見交換は、これまでとします。

引き続いて議題(3)「その他」ですが、委員の皆様から何かありませんか。

○中澤委員

私の方から特定最低賃金、来年度も議論が始まるのですが、これに際しまして、今年度、検討小委員会というものを組ませていただきました。いろんな現場の方の御意見をお聞きしながら、この審議員のメンバーで議論させていただきました。他県の状況を見ますと、大阪府ですと、必要性審議の段階で、実際の特定の業種の方がそろって議論する、業界の現場の方と経営者の方が議論する、専門部会により審議が実際に制度として行われているところもあると聞いております。それですと、いろんな御意見を聞きながら、業界の将来を考えて行きながら、議論ができるということでも有用かなと思っておりますし、前回の審議会でも山田委員が発言しましたが、検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○井花会長

今、中澤委員からそのような御意見、申出がありました。ほかの労働者側委員で補足などはございませんでしょうか。

○飯塚委員

補足ではないですが、これに関連して、私の方から意見を述べさせていただきます。実際、この委員を2年間やらせていただいている中で、とりわけ特賃の金額の改正の必要性という点に関しまして、毎年同じような議論で、堂々巡りしているような感じがしております。今年は、検討小委員会と言う形で、少しは進んでいるようなところではあったのですが、大きな建設的な議論がなかなか進められていないというのが、この2年間、感じています。前回の審議会の中で、特賃の適用範囲がうまく経営者側にきっちり理解されていないのではないかという旨の発言をさせていただきました。それに対し、山埜委員からも地賃はクローズアップされているけど、特賃のことは十分に理解している企業が少ないという発言があったように思います。私は、このことは重要な課題であると思っております。来年も特賃の金額の改正に対して、建設的な議論を行うためにも経営者の方に特賃の知識を深めていただきたいと思います。ここで、使用者側委員にお願いなのですが、経営者の方々を集めていただいて、特賃の知識を深めるための、学習会とか、勉強会を実施していただきたいと思います。今年のような検討小委員会、また、中澤委員の発言のような専門部会で必要性審議を決める、経営者の方々が間違った知識で臨まれている、検討小委員会でも、意見を聴取するにしても間違った知識の中で行われていたら、議論はかみ合わないと思っておりますので、よろしく願いいたします。特賃の知識を深めていただきたいと思いますという中でこのような発言をさせていただきました。

○井花会長

ありがとうございます。今、労働者側から出た御意見、提案と言うものが二つありまして、一つは特定最低賃金の必要性の審議について、専門部会を設置して、やっていきたいという提案であって、それに対して、労使として検討していきたいという希望なのですが、それに対して、使用者側の御意見をお聞きしたいとい点の一つあります。もう一つは、その特定最低賃金の理解を深めるために使用者側としても勉強会とか説明会とかをやっていただけないかとの希望の御意見ということです。その二つについて、使用者側の方で御意見がありましたらお願いします。まず、大小というのも変ですが、大きなところとして、専門部会を設置するという御提案ですが、それについては、いかがでしょうか。

○西澤委員

先ほど来、スケジュールのタイト感がある中で、これ以上、会議を設けることについて、コストパフォーマンスからいって、どうかなという感じは受けております。

○飯塚委員

先ほどの日程感は地賃の日程感である。私たちは、特定最低賃金の地賃の後の特賃に対して、専門部会としてしっかり議論したらどうかというところなので、そこは分けて考えていただきたい。

○山田委員

少し補足しますと、この本審のメンバーで必要性の審議会をしていたと思うのですが、中澤委員が発言したのは、専門部会、専門の労使に出てきていただいて、議論した方が、よりイニシアティブを発揮できるのではないかという提案なんです。皆さんのメンバーが出てきていただくわけではない、当該業種の方にメインで出てきていただくということで、皆さんの手を煩わせることなく、当該業種の方に出てきていただく、そういうイメージかと思えます。

○井花会長

確認なのですが、特定最低賃金の専門部会というのは、業種ごとに作られて、そこに任命される専門部会の委員というのは、業種の代表の方と、後、この審議会から一人ぐらい入るのでしょうか。

○木村賃金室長

まず、専門部会の位置付けであります。二つございまして、金額審議をする場合には、必ず設置をしなければならない。特定最低賃金でも必要性が認められて、労働局長から金額を諮問させていただいた場合は、設置する。今、必要性の審議につきましては、ここは、専門部会を必ず置く必要はありません。ですが、最賃法に基づいた形で置くことも可能でございます。その場合には、専門部会の委員として、各側の推薦公示によって推薦していただき、各側から御推薦を

頂いた方を任命する。そのような手続の中で、3・3・3の9人の構成による専門部会で、必要性の審議をしていく。

○井花会長

そうしますと、その専門部会の中に、審議会の委員が入るか入らないかという要件があるわけではないと。

○木村賃金室長

専門部会に必ず本審の委員が入る必要はありません。専門部会委員の要件としては、各側の意見を述べていただければ。深い知見を持って、審議に臨んでいただければと。

○山埜委員

記憶をたどったのですが、4、5年前は専門部会をやったような。

○山田委員

やってないです。

○山埜委員

やってない。

○山田委員

必要性の審議において、専門部会はやってないです。やったのは、必要性ありとなって審議に入る専門部会をやった。

○中澤委員

専門部会で金額審議をやるためには、お互いにメンバーを選定しておかなければならない。それが前倒しになる。組織を根から作らなければならないわけではない。

○山埜委員

私のイメージとしては、専門部会をやるのか、小委員会にするかは持ち方の問題で、それほど差はないのかなと。

○山田委員

当該業種の労使の方に出てきていただいて必要性を検討しようじゃないかと。

○山埜委員

以前、酒井委員に出ていただいたような。専門部会に、我々が全く関与しないというの、おかしいのではないかなと。メンバーとしては必ず入る必要があると思うのですが。

○山田委員

必ず入る必要はないが、一人は入っていただいた方がいい。

○山埜委員

専門部会にするのか、小委員会にするのか、あまり差はないかなと。

○山田委員

中山委員などは、業種の委員でもありますので、もちろん入っていただければ理想的ではないかなと思います。機械の専門部会をやるに当たって、当該業種の方でもあるし、審議会のメンバーでもある。

○中山委員

スケジュール的には、どこに入りそうですか。

○山田委員

地賃の後の話です。

○中山委員

後ですけど。

○木村賃金室長

7年度、小委員会を開催したところに入るのではないかと思います。

○飯塚委員

検討小委員では、あくまで、それぞれの労使の方から意見を聞いて、必要性審議の判断の材料にするという位置付けかなと思いますが、専門部会はそのところで採決するという位置付けで思っているのですが、その認識であってますか。

○木村賃金室長

必要性審議は、本審全員のところでの全会一致と御理解していただきたいと思います。専門部会としては、必要性の結論を報告書として本審に報告していただくことになると思っております。専門部会の報告書を作る段階において、議決権は生ずるという考えでお願いしたいと思います。必要の議決とは異なる、報告の議決ということでお考えいただきたいと思います。本年度行いました小委員会は、あくまで、関係労使の方は参考人として発言していただいておりますので、議決権はなく、状況をお話していただいて小委員会のメンバーでありました皆様の中で、状況を認識していただいた。

○飯塚委員

地賃の専門部会は全会一致だったら、本審を通さずに流れていくと思いますが、特賃の場合は、専門部会で全会一致だとしても、一回本審に上げて更に議決

を採るというところで、取扱いは違うという認識でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

今、御質問を頂いているのは、みなし規定の御質問を頂いていると思いますが、必要性審議の専門部会でみなし規定を適用するか否かにつきましては、規定の読みをもう一回しなければならぬのと、中央の全員協議会の中での全会一致の中での可能かどうかは、本省に確認しないと即答はできない。

○中澤委員

制度上、可能かどうかは確認が必要との解釈でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

はい。また改めて御説明いたします。

○井花会長

特定最低賃金の必要性の議論を深めるという目的はいいことだと思いますし、そこに反対はないかなと思います。やり方として検討小委員会として位置付けが若干曖昧な、意見交換するという場よりは、専門部会という正式な組織を置いて、そこで議論を深めてもらって、必要性を含めた議論の意見集約の結果を報告書という形で審議会本審に上げてもらうというやり方は、私は、充実した議論を行うという意味では、いいと思います。

その辺り、公益委員も含めてどうでしょうか。

○坪川委員

昨年、小委員会に参加させていただきまして、参考人の方、いろんな議論がありそれを報告書という形で本審に上げさせていただいたので、しっかり伝わっていたかということ、少し伝わっていないところもあって、残念な気持ちもありました。なので、どこで審議するかというのは検討していただけるといいのかなと思いました。

○井花会長

今日、専門部会を設置しますとか、やりませんと決める場ではありませんので、あくまで意見交換していただいて、逆に言うとそういった場は置かないのだということを決める場ではないと言うことを労使、イニシアティブの下でどういった有り方が一番いいのかというところを、今後、この会議体以外のところで、議論して行っていただきたい、すり合わせていただきたいというのが、私の考えです。いかがでしょうか。

○山埜委員

小委員会にしても専門部会にしても中身の話なので、専門部会にこだわる必要はないのではないかと思います。

○山田委員

我々、何年かやってきて、電気の立場で言うと、使用者側に電気の立場の方がいらっしやらない。その中で必要性の審議をするというもどかしさが非常にあったのです。一人でもいれば、まだ別ですけど、そうじゃない中で電気の必要性がないと言われなければならない、あるいは、あるでもいいですけど、これが全然、イニシアティブ発揮になっていないのではないかと、少なくとも、専門部会の中で、せめて二人ずつくらいは。必要性審議ができればより良い形になると思います。その中で必要性無しとなれば、納得性も高いかなと思います。

○山埜委員

検討小委員会の中に当該業種の方を入れるというやり方もあると思いますし。

○山田委員

あくまでも、一人来ていただいて、証人尋問のような形になっている現状で、みんなでも必要性有り無しの議論がされていない。あくまでも審議は本審の中で。こういった審議がなされたという報告で終わっていました。もう一步踏み込んで、審議したいという思いです。

○山埜委員

検討小委員会にそういった人を入れるのは、それで意義があると思うのですが。

○山田委員

専門部会です。

○山埜委員

だから、専門部会と検討小委員会とをこだわるのがよく分からない。

○西澤委員

本審に対する拘束とか、そういったものはあるのでしょうか。専門部会に変えたがために、本審に対する影響力というか、拘束力が一つできるとか。ただ、形式的にやったところで、どれほどの効果があるのか。

○山田委員

室長に宿題を持って帰ってもらったのですが、専門部会の中で必要性の審議をして、全会一致で、必要性有り、無しとなった場合、本審での審議はせずに金額審議に入っていけると思っていたのです。そこを持ち帰っていただくことになった。

○西澤委員

今までの小委員会ではできなかった。

○山田委員

できなかつたです。

○中山委員

その専門部会に入ってくださいメンバーの負担は大きいですよ。今まで必要性の審議の専門部会はなかつたので。そうすると責任重大となる。

○山田委員

過去にも必要性有りで行っていた時代があって、その時は当該4業種皆さん部会の委員を選任されて、金額審議をやっていた。

○中澤委員

金額審議には、出なくてはいけないので、1回だけ前にずれる。

○飯塚委員

必要性有りになった場合、すぐに金額審議になるので、委員は選任しておく必要がある。労側は、毎年金額審議に備えて、当該組合の中から委員として、メンバー選定している。結果、必要性無しとなれば、今回議論はないよということで、ないことを前提にメンバーを選定しないと、当たりを付けていないのは、運営としては違うのかなと。

○中山委員

前段階での出席というのは、今までにはないので、今、電気はないですけど、数年前にはいらっしやつたので。

○木村賃金室長

西澤委員から、検討小委員会と専門部会について、法的なところで何か違うのかと言う御質問がありました。そのところをご説明します。検討小委員会は法律にない会議体でありまして、会長が委員を任命し、必要性の審議を会議体の中で検討する。専門部会是最賃法に基づいた会議体でありまして、法律に基づき、労働局長が任命する。小委員会においては、必要性について審議いただくこととなりますが、専門部会は、会長が、専門部会に対し、調査審議をお願いすることとなりますので、その結果、調査審議したものを報告書として提出することになり、報告の中につきましては、本審でも尊重していただくこととなります。

○山埜委員

専門部会で一人でも必要性無しとなつたら本審には進まない。

○木村賃金室長

報告書の中で、必要性無しという報告もあるでしょうし、有りという報告もあるでしょうし、必要性につき、全会一致にならなかつたという報告もあるで

しょうし、いろんな報告があるかと思います。

○山埜委員

任命体系が変わっても、拘束力というのは変わらないわけですね。

○山田委員

全会一致になった場合は、お答えに入っていない。

○木村賃金室長

はい。必要性審議については、全会一致が中賃の報告の中にありまして。

○山田委員

専門部会の全会一致と本審の全会一致。地賃についてはそれが認められていますよね。

○井花会長

それについては、持ち帰っていただけのことですので。

○山埜委員

それについては、調べていただいてから。

○井花会長

特定最低賃金の議論を深めるという目的では、皆さん一緒だと思いますので。やり方をどうするかということだと思います。室長から質問については、回答が示されると思いますので、専門部会を設置するのか、検討小委員会を続けるのか、この会議体以外の場で結構ですので、議論を深めていただく。6月、7月の審議会の場で協議するというところでよろしいでしょうか。労使の方で議論を進めていただきますと幸いです。

そのほかに委員の皆様で何かございませんでしょうか。

○飯塚委員

私の方で提案した内容につき、御意見を頂きたいと思います。使用者側に対して是非、学習会をやっていただきたい。

○山埜委員

特賃についての周知なのですが、確かにおっしゃるとおりかなと思います。近年の地賃の上がり幅が大きく、特賃の必要性が感じられなくなっている状況で、ここ何年か特賃の審議していないのですが、そういう状況において、使用者側の方で周知といいますか、理解を深めるというのがなかなか難しいのではないかと思います。使用者側の意見として、このような地賃が急激に上がっている状況の中で、特賃は必要がないという意見を言っている中で、特賃はこ

ういものですよと説明するとき、やはり特賃の必要性とか特賃の良いところとか、そういったところを説明しませんと説明会になりませんので、こちらから積極的に特賃の説明会をするというのは、なかなか今の状況は難しいと思います。

○山田委員

専門部会を設置して必要性を審議するにもつながるのですが、その専門部会を設置していただけるのであれば、そこに出てきていただける委員に対して、どういう労働者に適用されることぐらいはせめて知っていただいた上で、出てきてほしい。

○山埜委員

それは従来から。それは当然です。

○山田委員

特賃を改正したら除外される方もいらっしゃるんで、基幹労働者の方に適用されるのですよ。そこも知らずに改正の必要性がないとかそういう議論っておかしいですよ。

○飯塚委員

あくまで、議論の中でやる上で、間違った認識の中で専門部会とか検討小委員会とか出てきて議論したら、意見がかみ合わないところがありますので。

○西澤委員

過去の経緯とか存じ上げないので失礼にあたるかもしれませんが、最低賃金の業種とか入れ替えたりしない。なんでこの業種かとか。この業種もういいよねとか、ずっとこの4業種というのが分からないのですが。

○井花会長

法制度上、設置、廃止はできると思うのですが。ちなみに福井県において、設置、廃止はどのような履歴がありますでしょうか。

○木村賃金室長

特定最低賃金につきましては、本日の会議の目的であります意向表明のところで、労働者側からもできますし、使用者側からもできるということで、新しい分野で必要であれば、双方からそれをしていただく。その中で公正競争を目的とした申出の仕方もございますし、労働協約の関係で労働者側から従来どおり、労働協約の適用労働者数が3分の1以上超えているというところで申出をして表明されたわけがございます。ですので、新しい分野となりますと今日の会議に向けて検討していく。年度に向けた流れでございます。

過去の経緯と申しますと、百貨店、総合スーパーは、小売業でありまして、守備範囲がもう少し広がったのですが、百貨店、総合スーパーに絞った形に新設をして、各種小売につきましては廃止を平成24年ごろにやりました。以上です。

○山埜委員

表明をすれば、検討しなければならない。

○木村賃金室長

意向の表明としましては、業界団体でありましたり、使用者の方も総意を作っていたきまして、適用労働者の範囲を固めていただきまして、意向を申し出ていただく流れとなります。

○井花会長

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

○井花会長

本日は、本年度最後の審議会でございますので、石川労働局長より御挨拶を頂きたいと思います。

石川労働局長

井花会長はじめ公労使各委員の皆様には、令和7年度の最低賃金の改正審議に御尽力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

福井労働局においては、最低賃金の改正について、労使団体の皆様の御協力を頂戴し、幅広く周知を行うとともに、履行の確保を図っているところでありますが、引き続き、賃金引上げに向けた生産性向上や非正規労働者の処遇改善に取り組む企業への支援を丁寧に行い、賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

審議会の運営につきましては、委員の皆様の御協力のもと円滑な運営に努めてきたところでございます。様々御意見もあろうかと存じますが、御意見をしっかり受け止め、今後とも、委員の皆様の御協力のもと円滑な審議運営に努めてまいります。

本年度の終わりに当たり、委員の皆様方に改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、円滑な審議運営に御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

井花会長

ありがとうございました。

では、最後に事務局からお願いします。

○木村賃金室長

はい。本年度最後の審議会となり、次回までに委員の交代を予定している方がおられますので、この場をお借りして御紹介させていただきます。御挨拶を頂けたらと思います。

山田委員におかれましては、平成3年5月1日から現在までの約5年間、労働者代表委員を務めていただきました。この度、連合福井の事務局長職に専念されるということで、最低賃金御担当は後進の方に道を譲られるとお聞きしております。

杉田委員におかれましては、平成6年1月10日から現在までの約2年間、労働者代表委員を務めていただきました。この度、所属の労働組合の中の最低賃金御担当の交代とお聞きしております。

お二人には、これまで、長きにわたり当最低賃金審議会に御尽力を賜りましたこと、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、山田委員、御挨拶をお願いします。

○山田委員

5年間と言うことで、5年前には地賃が838円という時代の時でございまして、5年間の間に二百数十円、就任した時からでいえば65%地賃が上がった。いろんな時代背景の中で、いろんな方と出会って、公益の方も、使用者の皆さんともいろんな議論ができ、これからの私の肥やしになったというか、勉強させていただいた。後進の方に譲って、心残りにある特賃についても、上げられるように後進に期待したいと思っております。連合福井としての役は続きますので、いろんな場面で、いろんな審議会等でお会いしている方もいらっしゃいますので、引き続きお付き合いを願ひまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○木村賃金室長

それでは、杉田委員、御挨拶をお願いします。

○杉田委員

先ほどご紹介いただきました2年間ということですが、福井が4県目になります。それぞれ時代であったり、状況であったり、地域、業種関係の中で厳しい審議会だったと思います。特にここ数年地賃の上げ幅が大きい中での審議、大変だったと認識しておりますが、それでも、福井の地においてそれなりの形を残せたのかなと考えております。ただ、先ほどもありましたが、特賃の審議に至らなかったという責任を取って、なかなか前進するような雰囲気もありますので、それを期待して御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。短い間、ありがとうございました。

○山埜委員

私も、月曜日に決定があったので、事務局に連絡が遅れたのですが、審議会委員を辞任させていただくことになりました。経営者協会としては、6月3日が総会ですので、今回の審議会、経営者協会の総会まで、5年間務めさせていただいたのですが、ちょうどコロナが終わったぐらいで、コロナ下の影響を引きずってしまっていて、上げ幅もちょっとしか上げられない厳しいところから始まりまして、ようやくコロナ下が終わったと思ったら急激な賃上げが始まり、激動

の時に委員になって、前向きな議論ができず、残念な5年間だったなと思っています。一般の民間人になって、最賃の適用を受けるような身分となりますので、これからはどんどん引き上げていただいていたきたいと思います。これからは、自由な審議を行っていただいて、各側にいい結果となるように祈っています。どうも5年間ありがとうございました。

井花会長

それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。
ありがとうございました。

(閉 会)